



項、第三十三条第三項、第三十四条第二項、第三十四条の二第一項、第三十五条第二項、第三十七条第二項並びに第三十八条から第四十条までの規定中「戦略政策情報推進本部長」を「デジタルサービス局長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

東京都図書類取扱規程（平成元年東京都訓令第六号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

東京都印刷物取扱規程（昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

第二条第三号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日  
東京都知事 小池 百合子

第四条中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

東京都職員服務規程(昭和四十七年東京都訓令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第四条の二第二項第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

東京都被服貸与規程(平成十三年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十二号

東京都安全衛生管理者等設置規程(昭和四十九年東京都訓令第四十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

庁 中 一 般

支 業 所 庁 般

事 業 所 庁 般

収用委員会事務局

労働委員会事務局

庁 中 一 般

支 業 所 庁 般

事 業 所 庁 般

収用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都知事 小池 百合子

第四条中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別表二及び別表三中「第八条」を「第七条」に改める。

附則

●東京都訓令第二十三号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年東京都訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表一本庁行政機関及び地方行政機関の項中

都民安全推進本部	総合推進部の給与担当課長
戦略政策情報推進本部	戦略事業部の給与担当課長

を  
に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。



労働委員会事務局

東京都服務監察規程（昭和四十七年東京都訓令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成十四年東京都訓令第九十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第六号中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所

東京都統計調査調整規程（昭和四十七年東京都訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所

職員の職務発明等に関する規程（平成八年東京都訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第三号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所

東京都建築物等保全規程（平成十年東京都訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所

東京都工事施行規程（昭和四十六年東京都訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第二号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第三号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別記第三号様式、第五号様式及び第六号様式中

文書記号・ 番号	保存期間	第 号	年	分類記号	年 月 日	可 引
工事番号	工事第 号	第 号	年	分類記号	年 月 日	可 引
文書の取	回行意 の注	移管 廃棄	施行 行 行 行	年 年 年	月 月 月	

文書記号・ 番号	保存期間	第 号	年	分類記号	年 月 日	可 引
工事番号	工事第 号	第 号	年	分類記号	年 月 日	可 引
文書の取	回行意 の注	移管 廃棄	施行 行 行 行	年 年 年	月 月 月	

改める。  
別記第七号様式及び第九号様式中

第 号	保存	年	分類記号	第 号

第 号	保存期間	年	保存期間満了後の措置	移管 廃棄	分類記号	第 号

改める。

別記第十一号様式中「あて」を「宛」に改め、「回」を削る。

附則

- この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都工事施行規程別記第三号様式、第五号様式から第七号様式まで、第九号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第三十五号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所

東京都広報及び広聴事務規程（昭和五十二年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第四条中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。  
第八条中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁

東京都有償刊行物取扱規程（昭和四十四年東京都訓令甲第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項第一号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第四百十六号

東京都の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する規程（平成十四年東京都告示第千四百十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別記様式中「㊦」を削る。

発 行 東 京 都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

